

日本史探究

〔1〕次の文章を読んで、問1～4について答えよ。

天武天皇の後を継いだ持統天皇は、689年に（ A ）を施行した。これに基づき翌年に庚寅年籍がつくれ、以後6年ごとに戸籍を作る制度が確立することになる。また、694年には、中国の都城を模した（ B ）に都を遷都した。文武天皇の701年には、刑部親王や藤原不比等らによってつくられた（ C ）が施行されることにより、刑法と一般法令を整備され、法制が整えられることになる。この頃に、国号として（ D ）が正式に定められる。

中央組織としては、神々の祭祀をつかさどる（ E ）と行政全般を管轄する（ F ）が整備される。この（ F ）のもとで、行政を分担する八省が配置された。また、統括系統から独立し、監査する弾正台と軍事を警察を担当する（ G ）も整備された。地方組織としては、（ア）国・郡・里がおかれ、国司・郡司・里長が任じられた。また、全国を（ H ）に行政区分し、各道の国府を官道でつなぎ、官道沿いの（ I ）に馬を配備することによって、迅速な情報伝達をはかるようになった。

9世紀に半ば以降、藤原氏のなかでも（ J ）は、天皇家とのつながりを強化し、勢力を伸ばしていく。藤原冬嗣は、嵯峨天皇の厚い信任を得て藏人頭になり、天皇家と姻戚関係を結んだ。ついでその子である（ K ）は、842年の（ L ）の変で伴氏（大伴氏）・橘氏の勢力を削ぎ、幼少の清和天皇を即位させ、（イ）866年におきた（ M ）の変を機に正式に（ N ）となった。

（ K ）の養子藤原基経は、884年に光孝天皇を擁立して（ O ）となり、次の宇多天皇からも「阿衡の紛議」を経て、（ O ）に任じられることになり政治的地位を確立した。基経の死後、宇多天皇は親政を行い、（ P ）を重用し、その後の醍醐天皇も藤原時平を左大臣、（ P ）を右大臣として親政を行ったが、901年に時平の策謀により政界から追放された。

11世紀半ば、陸奥北部では、豪族の安倍氏が国司と争う中で、源頼義が子の頼家とともに武士を率いて安倍氏と戦い、出羽の豪族である清原氏の助けを得て安倍氏を滅ぼした。この争いを（ Q ）という。また、その清原氏一族に内紛が起り、陸奥守であつ

た源義家が介入し、藤原清衡を制圧した。この内紛を（ R ）という。こうした武士の力に目をつけた白河天皇は、武士を登用し親政をおこなった。^(ウ)1086年に幼少の堀川天皇に位を譲り、自ら上皇として政治の実権を握った。この白河上皇は人事権を握り、荘園整理の断行を歓迎する国司勢力を取り込み、御所に（ S ）を組織し、源平の武士を側近にするなど権力を強化していった。

問1 A～Sにあてはまる語句を下記の語群から選び、記号で答えよ。

- | | | | | | |
|-------|--------|---------|-------|--------|------------|
| ①応天門 | ②神祇官 | ③藤原京 | ④駅家 | ⑤摂政 | ⑥前九年合戦（の役） |
| ⑦養老律令 | ⑧五衛府 | ⑨公卿 | ⑩大宝律令 | ⑪太政官 | ⑫承和 |
| ⑬関白 | ⑭北面の武士 | ⑮菅原道真 | ⑯日本 | ⑰北家 | ⑱倭 |
| ⑲平城京 | ⑳藤原良房 | ㉑飛鳥浄御原令 | ㉒関白 | ㉓畿内・七道 | ㉔後三年合戦（の役） |
| ㉕平城京 | | | | | |

問2 下線部（ア）について、このころ外交・軍事上の要地となる九州北部におかれた行政機関をなんというか。

問3 下線部（イ）について、このような天皇の外戚として権力を握り、政治を主導した体制のことをなんというか。

問4 下線部（ウ）について、このような政治体制をなんというか。

〔Ⅱ〕次のⅠ～Ⅷの文章を読んで、問1～11について答えよ。

以下の文章は土地制度についてまとめた文章である。

- Ⅰ 大化の改新で導入された制度で、すべての土地と人民は国家（天皇）に帰属するという考え方で、天皇を中心とした中央集権をはかる制度のこと。
- Ⅱ 土地一区画ごとに、田畑の等級を定め、新たな基準で面積をはかり、等級ごとに石盛に面積を乗じて石高を算出する全国的な土地調査を行った。また、一地一作人の原

則により、生産者である百姓に田畑、屋敷の所持を認め年貢導入の責任を負わせた。

Ⅲ 戸籍に登録された6歳以上の人々は、性別と身分に応じて「口分田」が与えられる。しかし、「口分田」が与えられた人が亡くなると、返す必要がある。

Ⅳ 磐井の乱の制圧後、九州北部にヤマト政権の直轄地が設けられることを皮切りに、列島各地に直轄地が設けられるようになる。また、地方豪族は国造に任じられ、地方の支配権をヤマト政権から保証される。

Ⅴ 人口増加に伴い「口分田」が不足するようになったため、百万町歩開墾計画をたて、新たに灌漑施設をつくり開墾した田は3代、既存の灌漑を利用した開墾では本人1代に限り、墾田の所有を認め、田地の開墾・把握を目指す制度がつくられた。

Ⅵ 田畑の開墾とその売買を自由化し、地券を発行して所有権を認め、年貢を廃止し地価の3%を税金として納めるように変更した。

Ⅶ 醍醐天皇の時に、乱立する荘園の増加により、公領が圧迫されていることから、その停止・抑制を目的に勅使田の廃止、寺社による山野の占拠禁止、地方の豪族による寄進の禁止のために（あ）が発せられる。

Ⅷ 掌握する田地を墾田にまで拡大し、土地支配の強化をはかる積極的な政策として、開墾した田地の私有を永年にわたり保証した法が発せられる。これにより、貴族や寺院、地方豪族らの私有地拡大を進めることになる。中でも大寺院では、広大な原野を独占し、国司や郡司の協力のもと付近の一般農民や浮浪人らを使用して灌漑施設をつくり、大規模な原野の開墾を行うようになる。これを（い）という。

問1 Ⅰの文章で、導入された制度をなんというか。

問2 Ⅱの文章で、土地調査法をなんというか。

問3 Ⅲの文章で、導入された制度はなんというか。

問4 Ⅳの文章で、下記の（ア）～（エ）の中で、正しいものを述べているものはどれか。

（ア）ヤマト政権の直轄地を「屯倉」といい、そこで住む者を「部曲」とよんだ。また、

- 地方豪族が直接支配する土地を「田荘」といい、「名代・子代」が住んでいた。
- (イ) ヤマト政権の直轄地を「屯倉」といい、そこで住む者を「名代・子代」とよんだ。
- また、地方豪族が直接支配する土地を「田荘」といい、「部曲」が住んでいた。
- (ウ) ヤマト政権の直轄地を「田荘」といい、そこで住む者を「名代・子代」とよんだ。
- また、地方豪族が直接支配する土地を「屯倉」といい、「部曲」が住んでいた。
- (エ) ヤマト政権の直轄地を「田荘」といい、そこで住む者を「部曲」とよんだ。また、地方豪族が直接支配する土地を「屯倉」といい、「名代・子代」が住んでいた。

問5 Vの文章で、この法をなんというか。

問6 VIの文章で、この一連の政策をなんというか。

問7 VIIの文章で、(あ)に入る語句をこたえよ。

問8 VIIIの文章で、発せられた法をなんというか。

問9 VIIIの文章で、(い)に入る語句をこたえよ。

問10 I～VIIIの文章を時代順に並べよ。

問11 IIの文章に関連して、石高制について60字以内で説明せよ。

〔Ⅲ〕以下の問に解答せよ。

問1 以下の文章を読み、正しいものに○、誤りのあるものに×を解答欄に記載せよ。

- (1) 江戸時代の貨幣は金・銀・銭が流通していた。江戸ではおもに金が、大坂ではおもに銀が使用され、小額貨幣の銭は全国で使用された。金貨は計数貨幣(小判

- 1枚が1両)、銀貨は秤量貨幣(重さを表示)だった。18世紀後半の田沼時代に、はじめて銀の秤量表示の金貨が造られた。
- (2) 元禄時代には、勘定吟味役の萩原重秀の献策により、将軍綱吉は、貨幣改鑄をおこなって金の含有量のすくない小判の発行を行った。
- (3) 正徳の治では、新井白石が長崎貿易の制限を行い、金銀の代わりに銅と俵物を輸出品の中心とした。
- (4) 享保の改革では、年貢増徴と新田開発を活発に行い、検見法を改め定免法を採用したり、町人受負新田などを推奨した。
- (5) 18世紀の後半の田沼時代には、株仲間を広く認めて、運上金や冥加金など営業税によって幕府の増収をはかった。
- (6) 寛政改革では、困窮する旗本・御家人を救済するために、相对済し令を出して、札差らの債権を放棄させた。
- (7) 天保改革は、老中水野忠邦によって指導された政治改革であったが、上米令などで大名らの反発を招き、短命に終わった。

問2 天保13(1842)年の薪水給与令について、それまでの異国船打払令を変更した理由について50字以内で説明せよ。

〔Ⅳ〕以下の文を読み、文中の（ ① ）～（ ⑭ ）に入る適切な語句を、下の語群から選び、記号で答えよ。

明治維新後、政府は富国強兵をめざし、率先して西洋の思想や生活様式をとり入れた。明治初期にはこうした風潮は世相にも影響をあたえ、近代思想と欧化文化に彩られた（ ① ）と呼ばれる風潮があらわれた。近代思想では（ ② ）が『学問のすゝめ』『西洋事情』などを著し、（ ③ ）はセルフ・ヘルプを訳した『西国立志編』を刊行して、啓蒙書としてさかんに読まれた。後者は現在でも訳者は違うが『自助論』の名前で読まれている。江戸時代に幕府や諸藩の藩校で隆盛を極めた（ ④ ）は一時衰退したが、明治知識人の素養の基礎を支えていた面は軽視できない。

東京や大阪などでは新聞や雑誌、錦絵などが盛んに刊行された。（ ② ）や（ ⑧ ）や加藤弘之らが組織した（ ⑤ ）はその名を冠した雑誌を刊行して、近代思想の普及につとめた。

明治5（1872）年にそれまで日本人の生活に密着していた旧暦の（ ⑥ ）をあらため、新暦を採用し、干支などによる表記から曜日による表記へと変化していったが、農村部では農事暦として定着していた旧暦が併用された。生活様式の変化は都市部に顕著で、官庁・学校・軍隊がそれを一般に広めた影響も大きい。

教育ではフランスにならった（ ⑦ ）が公布されたが、全国を大学区・中学区に分けるこの制度は実情にあわず、明治12（1879）年に教育令により改正された。明治19（1886）年には文部大臣（ ⑧ ）により、学校令が公布され、その後の改正を経て、尋常小学校の義務教育が浸透していった。いっぽう天皇より与えられた（ ⑨ ）により忠君愛国が教育の基本として強調されるようになってゆき、明治36（1903）年には教科書を国が定める（ ⑩ ）の制度が始まった。

大学などの高等教育も設けられたが、芸術分野の学校も多く設立されるようになり、明治20（1887）年には（ ⑪ ）が設立されて専門的な音楽教育がはじまり、（ ⑫ ）が校長となった東京美術学校からはすぐれた日本画家があらわれた。

はじめフランス人法学者ボアソナードらにより作成された（ ⑬ ）がいったん明治23年（1890）に公布されたが、忠孝を阻害するものとして激しい論争がおこり、修正されて公布された。家の長である（ ⑭ ）の権限は明文化されむしろ江戸時代より強化

された。夫婦同姓が明確化したのもこの法によってである。

語群

ア 民法	イ 欧風文化	ウ フェノロサ	エ 森有礼
オ 西村茂樹	カ 井上 毅	キ 国定教科書	ク 秀英社
ケ 橋本雅邦	コ 学制	サ 学校勅語	シ 儒教
ス 東京芸術大学	セ 中村正直	ソ 北村透谷	タ 文明開化
チ 中江兆民	ツ 井上 馨	テ 大区小区制	ト 福沢諭吉
ナ 岡倉天心	ニ 義務教科書	ヌ 商法	ネ 東京音楽学校
ノ 太陰太陽暦	ハ 明六社	ヒ 陽明学	フ 家長
ヘ 刑法	ホ 幸田露伴	マ 教育勅語	ミ 戸長
ム 戸主	メ 和魂洋才	モ 太陽暦	ヤ 洋学